

○山形県警察監察に関する訓令

平成12年4月1日

本部訓令第8号

改正 平成16年3月2日本部訓令第6号

平成31年4月26日本部訓令第7号

令和元年7月11日本部訓令第10号

注 令和元年7月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この訓令は、山形県警察の能率的な運営及びその規律の保持に資するため、監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号。以下「監察規則」という。）に定めるもののほか、山形県警察における監察の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(監察責任者等)

第2条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、監察責任者として監察を行うものとする。

2 本部長は、警察本部又は警察学校に勤務する警視以上の階級にある警察官のうちから監察実施責任者を指名し、監察を行わせることができる。ただし、交番（警部が配置されている交番を除く。）、駐在所及び警備派出所における監察については、次項に規定する監察を補助させる者（警部の階級にある警察官に限る。）に実施させることができる。

3 監察実施責任者は、警察本部又は警察学校に勤務する警部補以上の階級にある警察官又は係長以上の職にある職員に監察を補助させることができる。

(一部改正〔令和元年本部訓令10号〕)

(監察官等会議)

第3条 首席監察官は、監察の実施方針の決定、監察の結果改善を要するとされた事項等の検討、情報交換その他監察の実施に関し必要な事項を協議するため、監察官等会議を開催するものとする。

2 監察官等会議の出席者は、首席監察官、監察課長、監察官その他必要な職員とする。

3 監察官等会議は、年度当初に開催するほか、首席監察官が必要と認める場合は、その都度、開催するものとする。

4 首席監察官は、監察官等会議の状況を本部長に報告するものとする。

(一部改正〔令和元年本部訓令10号〕)

(監察の種類)

第4条 監察は、業務監察及び服務監察とする。

2 業務監察は、業務運営の実態を把握するための監察をいう。

3 服務監察は、服務の実態を把握するための監察をいう。

(一部改正〔令和元年本部訓令10号〕)

(監察実施計画)

第5条 本部長は、監察規則第2条第1項に規定する監察実施計画を作成し、年度開始前に公安委員会に報告するものとする。

(一部改正〔令和元年本部訓令10号〕)

(監察の実施)

第6条 本部長は、監察実施計画によるほか、警察の能率的な運営又はその規律の保持のため必要があると認めるときに監察を行うものとする。

(一部改正〔令和元年本部訓令10号〕)

(資料の提出等)

第7条 監察実施責任者は、監察上必要がある場合は、所属長に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

(一部改正〔令和元年本部訓令10号〕)

(監察実施状況の報告)

第8条 首席監察官は、監察の実施状況を速やかに本部長に報告しなければならない。

2 本部長は、前項の規定による報告の内容をとりまとめ、監察実施計画に基づく監察が終了した後、速やかに公安委員会に報告するものとする。

3 前項に規定する場合のほか、本部長は、特に必要があると認めるときは、監察の実施状況について公安委員会に随時報告するものとする。

(一部改正〔令和元年本部訓令10号〕)

(監察結果に基づく措置)

第9条 本部長は、監察の結果に基づき、業務の改善等必要な事項を所属長に指示するものとする。

2 前項の規定により指示された所属長は、速やかに適切な措置を講じ、その状況を本部長に報告するものとする。

(一部改正〔令和元年本部訓令10号〕)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

(山形県警察監察規程の廃止)

2 山形県警察監察規程（昭和32年10月本部訓令第18号）は、廃止する。

附 則（平成31年4月26日本部訓令第7号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和元年7月11日本部訓令第10号）

この訓令は、令和元年7月11日から施行する。